

東松島市オレンジセーフティネット事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、認知症又はそのおそれのある者等が行方不明となった場合に、捜索協力者による迅速な捜索協力が得られる仕組みを確立し、早期に発見することを目的として実施する東松島市オレンジセーフティネット事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 認知症患者等 認知症（若年性認知症を含む。以下同じ。）である者、認知症のおそれのある者又は市長が特に認めた者
- (2) 捜索協力者 事業所、その他の団体又は個人で、第5条に規定する登録を受けた者
- (3) 対象者 東松島市（以下「市」という。）に住所を有する在宅の認知症患者等又は市長が特に認めた者で、第7条に規定する登録を受けた者
- (4) 家族等 認知症患者等の親族若しくは法定代理人、認知症患者等若しくはその親族から介護サービス計画作成の依頼を受けた者又はその他市長が特に認めた者
- (5) オレンジセーフティネット 行方不明となった対象者（以下「捜索対象者」という。）を早期に発見するため、捜索協力者等と連携し、携帯電話端末等を通じて捜索協力依頼、情報提供等を行うシステム

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、市とする。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 捜索協力者及び対象者の登録に関すること。
- (2) 捜索協力者に対し捜索対象者の捜索協力依頼を実施すること。
- (3) 捜索対象者の捜索に関すること。
- (4) 事業の普及啓発に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事項に関すること。

(捜索協力者の登録申込)

第5条 事業の趣旨に賛同し、捜索協力を希望する者（以下（申込者）という。）は、東松島市オレンジセーフティネット事業捜索協力者登録申込書（様式第1号）を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出のあった申込書の内容を確認し、捜索協力者として登録したときは、東松島市オレンジセーフティネット事業捜索協力者登録通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(捜索協力者の登録内容の変更又は登録の廃止)

第6条 捜索協力者は、前条の申込書の内容を変更又は廃止するときは、東松島市オレンジセーフティネット事業捜索協力者登録内容変更（廃止）届出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、捜索協力者として不適当と認める場合には、その登録を廃止することができるものとする。

(対象者の登録申請)

第7条 認知症患者等が行方不明となったときにおける捜索協力を希望する認知症患者等又はその家族等(以下「申請者」という。)は、東松島市オレンジセーフティネット事業対象者登録申請書(様式第4号)及び同意書(様式第5号)を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により提出のあった登録申請書、同意書等の内容を確認し、対象者として登録したときは、東松島市オレンジセーフティネット事業登録通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(対象者の登録の変更又は廃止等)

第8条 対象者又はその家族等は、前条の申請書の内容を変更又は廃止するときは、東松島市オレンジセーフティネット事業対象者登録内容変更(廃止)届出書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当した場合、登録を廃止することができるものとする。

(1) 第2条第3号の規定に該当しなくなったとき。

(2) 対象者が死亡したとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(捜索の依頼等)

第9条 家族等は、対象者が行方不明になった場合は、所管警察署に連絡し、その後市長に当該対象者の捜索依頼をするものとする。

2 市長は、前項の捜索依頼を受けたときは、捜索協力者に対し捜索協力依頼を配信し、捜索事務を依頼するものとする。

(捜索協力者の対応等)

第10条 捜索協力者は、捜索対象者の捜索、発見、報告、保護、警察への連絡及び情報提供の対応を行う。

2 捜索協力者は、東松島市個人情報保護条例(平成17年条例第10号)の規定を遵守し、市長から配信を受けた情報を適切に管理しなければならない。

(情報提供)

第11条 市長は、対象者が行方不明となった場合、捜索のために有効となる資料を、捜索協力者へ提供するものとする。

(遵守事項)

第12条 捜索協力者は、当該事業に関して知り得た秘密又は個人情報を漏らしてはならない。事業に従事しなくなった後も同様とする。

(普及啓発)

第13条 市長は、行方不明となった対象者の早期発見及び保護につなげ、高齢者福祉の増進を図るため、事業の意義と利用方法について、対象者及びその家族等、事業所、団体並びに市民に広く周知するものとする。

(費用の負担)

第14条 家族等及び捜索協力者等が捜索依頼及び捜索事務を行った際に要した費用は、それぞれが負担するものとする。

2 対象者の事業の利用に要する費用は、無料とする。

(損害賠償)

第15条 市は、対象者及びその家族等が、捜索対象者の捜索依頼を出したことにより生じた損害及び捜索に係り生じた損害について、責任を負わないものとする。

2 市は、捜索協力者が捜索事務を行ったことにより生じた損害について、責任を負わないものとする。

(事業の除外)

第16条 地震、風水害その他の自然災害によって対象者が行方不明となった場合は、この事業の対象としない。

(委任)

第17条 この訓令に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

東松島市長 様

東松島市オレンジセーフティネット事業搜索協力者登録申込書

下記のとおり登録したいので、東松島市オレンジセーフティネット事業実施要綱第5条の規定により申し込みます。

登録名称等	事業所名 (団体名)		
	代表者 職・氏名 又は 個人氏名		⑩
	所在地 (住所)		〒
	連絡先	担当部署・担当者	
		TEL	
FAX			
MAIL			
依頼内容	<p>東松島市は、認知症の方が、行方不明となった場合に、早期に発見するため、搜索協力者に搜索を依頼する。</p> <p>なお、依頼の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 行方不明者発生時に東松島市からの搜索協力依頼に対し、承諾した場合に限り当該行方不明者を搜索する。ただし、搜索については可能な範囲で行うこととする。</p> <p>(2) 搜索時に随時の状況を報告する。</p> <p>(3) 行方不明者発見時に東松島市及び警察に連絡をする。</p> <p>なお、搜索協力者が行う行方不明者の搜索は、無報酬とする。</p> <p>東松島市は、搜索協力者に対し、搜索によって生じた損害について責任を負わないものとする。</p> <p>搜索協力者は、東松島市個人情報保護条例（平成17年条例第10号）の規定を遵守し、事業を通して知り得た個人情報を事業の目的以外に利用し、又は他に漏らしてはならない。事業の終了後も同様とする。</p>		

なお、個人情報の取扱いについては、次のとおり誓約いたします。

個人情報に関する誓約書	
<p>(1) この事業を通して得た情報については、東松島市オレンジセーフティネット事業の目的（認知症の方の見守り、搜索協力などの支援）以外には使用しません。</p> <p>(2) この事業を通して得た情報については、取扱いには十分に注意します。</p> <p>(3) この事業を通して得た情報が不正に使用又は提供されることのないよう、十分に注意します。</p> <p>(4) 必要なくなった情報については、責任をもって速やかに廃棄します。</p> <p>(5) 上記のほか、東松島市オレンジセーフティネット事業実施要綱の内容を遵守します。</p>	
事業所名・代表者氏名 又は 個人氏名	
⑩	

東松島市オレンジセーフティネット事業検索協力者登録通知書

様

東松島市長 渥美 巖 

年 月 日付けで申込みのあった東松島市オレンジセーフティネット事業検索協力者登録について、次のとおり登録したので、東松島市オレンジセーフティネット事業実施要綱第5条の規定により通知します。

なお、申込時に誓約いただいた内容について遵守していただきますようお願いいたします。

検索協力者区分	事業所 ・ その他団体 ・ 個人
事業所名 (団体名)	
代表者職・氏名 又は 個人氏名	
所在地（住所）	〒
連絡先	TEL FAX メールアドレス
備考	ID PASS OSNメールより配信済み (noreply@mimamori-shien.net)

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

東松島市長 様

東松島市オレンジセーフティネット事業検索協力者登録内容変更（廃止）届出書

下記のとおり変更（廃止）したいので東松島市オレンジセーフティネット事業実施要綱第6条の規定により届け出ます。

登録名称等	検索協力者区分	事業所 ・ その他団体 ・ 個人
	事業所名 (団体名)	
	代表者 職・氏名 又は 個人氏名	⑩
	所在地 (住所)	〒
廃止（廃止理由）		
(変更後)		
(変更前)		
(変更理由)		

年 月 日

東松島市長 様

東松島市オレンジセーフティネット事業対象者登録申請書

東松島市オレンジセーフティネット事業に登録したいので、東松島市オレンジセーフティネット事業実施要綱第7条の規定により、以下の内容で申請します。

申請者 (緊急時連絡先)	フリガナ		登録者との続柄	
	氏名	Ⓜ		
	住所	〒 - TEL: 自宅 - - 携帯 - -		
	その他 連絡先	氏名	続柄	TEL - - (自宅・携帯)
		担当ケアマネ	TEL - - (自宅・携帯)	

登録者の 状況等	フリガナ		性別		
	氏名				
	生年月日	(西暦) 年 月 日			
	住所	〒 - TEL: 自宅 - - 携帯 - -			
	身体的 特徴等	身長	c m	体重	k g
		頭髪		体型	
		ひげ		眼鏡	有・無
		歯の状態		血液型	
		名前	言える・言えない	住所	言える・言えない
	普段の外出 状況や行動 の特徴等	※外出頻度や状況、よく行く行先や行動パターン等 ※過去の生活歴			
過去の 徘徊歴等	※過去の徘徊歴、発見場所、普段よく口にする行き先等				
特記事項	※年齢を言えるかどうか { 言える ・ 言えない }				

【必要添付書類】

- 同意書（様式第5号）
- 写真2枚（※顔写真、全身写真）

同意書

年 月 日

東松島市長 様

< 申請者 >

住所

氏名

⑩

登録者との続柄

< 登録者 >

住所

氏名

⑩

東松島市オレンジセーフティネット事業の登録制度利用にあたり、次の事項について同意します。また、申請者及び登録者の家族等は登録者の徘徊等の予防に努めることとします。

なお、東松島市、捜索協力者等は、事業の実施に際して、事故、問題等があった場合でも、責任を負わないことに異議ありません。

記

- 1 行方不明の連絡、通報等があった場合、東松島市オレンジセーフティネット事業対象者登録申請書（以下「登録申請書」という。）の内容を東松島市が捜索協力者へ情報提供すること。
- 2 登録申請書の内容に変更が生じた場合や、事業の利用を必要としなくなった場合は、速やかに東松島市へ届け出ること。
- 3 行方不明が発生した際、登録者の家族等は速やかに石巻警察署に届出すること。また、捜索には、積極的な参加・協力を行い、行方不明者が発見された場合は、速やかに引き取り、身体状況を確認すること。
- 4 東松島市オレンジセーフティネット事業実施要綱の内容を遵守すること。

東松島市オレンジセーフティネット事業登録通知書

様

東松島市長 渥美 巖 

付けで申請のあった東松島市オレンジセーフティネット事業登録申請について、次のとおり登録したので、東松島市オレンジセーフティネット事業実施要綱第7条の規定により通知します。

なお、利用にあたっては、同意書の内容を遵守していただきますようお願いいたします。

登録者氏名		性別	
登録者住所	〒		
生年月日			
連絡先 (申請者省略)	氏名	続柄	TEL (携帯)
	担当ケアマネ	TEL	(携帯)
備考			

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

東松島市長 様

届出者 住 所 _____

氏 名 _____ ㊟

東松島市オレンジセーフティネット事業対象者登録内容変更（廃止）届出書

東松島市オレンジセーフティネット事業の登録内容を変更（廃止）したいので、東松島市オレンジセーフティネット事業実施要綱第8条の規定により、以下の内容で届出します。

登録者氏名	
登録者住所	
生年月日	(西暦) 年 月 日
廃 止	(廃止理由)
変 更	(変更後) (変更前) (変更理由)